

宿泊約款

第1条 適用範囲

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 1 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りします。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次の①から③に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ③ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が泥酔者等であって、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
(千葉県旅館業法施行条例第15条)

第6条 宿泊客の契約解除権

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けまします。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限りまします。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次の①から③に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ③ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(千葉県旅館業法施行条例第15条)
 - (8) 当ホテルが指定する場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規定の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいたしません。

第8条 宿泊の登録

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金のお支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨代わりに得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の利用時間

- 1 宿泊客が当ホテルの客室を利用できる時間は、午後3時から出発日の正午までとします。
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

第10条 利用規定の遵守

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規定に従っていただきます。

第11条 営業時間

- 1 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

第12条 料金の支払い

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

- 1 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、消防法に基づいた設備及び保守点検を実施しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。
ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 寄託物の取扱い

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。
ただし、現金及び貴重品については、お預かりするときに当ホテルがその種類及び価額の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金ならびに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするともにその指示を求めるものとします。
ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後管轄の警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携行品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車場の責任

宿泊客が当ホテルの駐車場を含む敷地内に駐車をされる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。
ただし、駐車場内の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

- 1 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
- 2 館内で煙草の吸殻が発見されたときや煙草臭が確認されたとき等、館内での喫煙が判明した際は、消臭作業や寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる実費を申し受けます。
又、それら補修等のために当該施設を販売できないことによる損害を営業補償として請求させていただきます。

第19条 言語

本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語が全ての点について支配するものとします。

第20条 管轄及び準拠法

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料)) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	③追加飲食及びその他の利用料金(①に含まれるものを除く) ④サービス料(③×10%)
	税金	⑤消費税

備考

- 1 宿泊料は当ホテルが掲示する料金表によります。
- 2 税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数		不 泊	当 日	前 日	7日前	14日前	20日前	30日前
一 般	14名まで	100%	100%	50%				
団 体	15～99名まで	100%	100%	50%	20%	10%		
	100名以上	100%	100%	80%	60%	40%	20%	10%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を申し受けます。
- 3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。
- 4 宿泊パッケージプランに個別のキャンセル規定がある場合は、そちらが優先されます。

利用規定

東京ベイ舞浜ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、当ホテルが定めた宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規定を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

下記規定を遵守いただけない場合は宿泊約款第7条に基づき、やむを得ずご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げ、また事故が起きた場合には、お客様に損害のご負担をいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

火災、保安上お守りいただきたい事項について

1. 客室内には暖房用、炊事用などの火器およびアイロン等をお持ち込み、ご使用にならないでください。
2. ベッドなど火災の原因となりやすい場所での喫煙をなさらないでください。
3. その他火災の原因になるような行為をなさらないでください。
4. 当ホテルは、自動ロックシステムですが、ご滞在中お部屋から出られる時は、施錠をご確認ください。
5. ご滞在中や特にご就寝の時は、ドア内側から、ドアアームをお掛けください。来訪者があった時は不用意に開扉なさらず、万一、不審者と思われる場合は直ちにフロントへご連絡ください。
6. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。
7. 当ホテルでは消防法の定めにより煙感知器やスプリンクラー等の消防用設備を客室に設置しており、喫煙によりスプリンクラー等の消防用設備が作動して、お客様自身が損害を被った場合であっても、当ホテルは一切の責任を負いません。又、ホテルや他のお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償していただきます。

貴重品、お預かり品のお取り扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品の保管はお部屋に備え付けのセーフティーボックスをご利用ください。ご利用いただくずに現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については、当ホテルは責任を負いかねます。なお、美術品、骨董品などの品物は、お預かりできません。
2. お忘れ物、遺失物の保管期間は、発見日を含めて7日間とし、その後、関係法令に基づき当ホテルの管轄警察署に届け出致します。
3. お預かり物の保管期間は1ヶ月とし、特にご指定のない限り、保管期間を経過したお預かり物は、関係法令に基づき、お引き取りの意思がないものとしてお取り扱いさせていただきます。

お支払いについて

1. 料金のお支払いは通貨、または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、ホテルから勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によってご利用になる場合は必ず客室の鍵（ルームキー）、または宿泊カードをご提示ください。
2. チェックイン時に前受金として宿泊料金をお預かりさせていただきます。
3. 旅行小切手以外の小切手でのお支払いには応じかねます。

おやめいただきたい行為について

1. ホテル内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物、鳥類（ペット類） * 但し、介護犬を除く
 - (2) 著しく悪臭、高音を発するもの
 - (3) 火薬や揮発油など発火、引火しやすいもの
 - (4) 適法に所持を許可されていない鉄砲刀剣類
2. ホテル内で、賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑をおよぼすような言動をなさらないでください。
3. ご宿泊者以外の方は客室のご使用をなさらないでください。
4. 当ホテルの許可なく客室を営業行為などの宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
5. ホテル内および敷地内で許可なく広告、宣伝物を配布したり物品の販売をなさらないでください。
6. ホテル内および敷地内で許可なく商業目的及び他のお客様に迷惑がかかるような写真撮影をなさらないでください。
7. ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないでください。
8. ホテルの外観を損なうようなものを窓側に陳列なさらないでください。
9. ホテル外から飲食物等のご注文やお持ち込みをなさらないでください。
10. ナイトウェア、スリッパ等で客室の外に出ることはご遠慮願います。

緊急時のご案内

災害等の緊急時に備えてのご案内を申し上げます。東京ベイ舞浜ホテルではお客様の安全の為、常に万全を期し防災体制を整えておりますが万が一に備え、ご一読のうえご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 部屋へお着きになったら

- ・部屋から近い非常口をご確認ください。
- ・部屋のドア内側にご案内を掲示しております。
- ・停電時に備えてペンライトをデスク下にご用意しております。場所をご確認ください。

2. 火災が発生したら

- ・火災を発見された際は火元には近づかずすぐにお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。周囲の方にもお知らせください。また煙や臭いの発生等火災の可能性がある場合にもご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ・火災の発生は館内の緊急放送でお知らせいたします。スタッフが安全な場所へ誘導いたしますので慌てず落ち着いてご避難ください。
- ・ご避難の際は口と鼻を布等で覆い、姿勢を低くして慌てずに避難ください。
- ・ご避難の際はエレベーターはご使用にならず非常階段をご利用ください。補助が必要な方はスタッフへお申し付けください。
- ・煙等で視界が悪い場合は部屋のペンライトをご利用ください。
- ・ご避難後に館内にお戻りになることは大変危険ですのでおやめください。

3. 地震が発生したら

- ・東京ベイ舞浜ホテルは耐震構造になっております。
- ・地震が発生した際は揺れが収まるまで窓から離れテーブルの下等に入り頭や体をお守り下さい。
- ・ご避難が必要な際は館内の緊急放送でお知らせしホテルスタッフが誘導いたしますので慌てずに避難ください。
- ・ご避難の際は落下物から頭を守り、落下の危険がある場所やガラスがある場所はなるべくお避けください。
- ・足下に落下物やガラスの破片等が落ちている場合がございますのでスリッパはご使用にならず、お客様の靴でご避難ください。
- ・停電等で足下が暗い場合は部屋のペンライトをご利用ください。
- ・エレベーターは危険ですのでご使用にならず非常階段をご利用ください。補助が必要な方はスタッフへお申し付けください。
- ・ご避難後に館内にお戻りになることは大変危険ですのでおやめください。

4. 台風が接近、直撃したら

- ・部屋の窓は安全の為お開けにならないでください。
- ・停電が発生した場合は慌てず、スタッフからのご案内をお待ちください。

5. 体調不良になったら

- ・体調が優れない場合はお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。体温計、アイス枕等をご用意しております。
- ・嘔吐された際はお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。スタッフが清掃に伺います。
- ・病院での受診、救急車の手配が必要な場合はお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。

6. 不審な物を見つけたら

- ・館内で不審な物を発見された際は、安全の為お近づきになったり触れられたりせずお近くのスタッフまたはフロントへご連絡ください。

その他お気づきの点がありでしたらお近くのスタッフへお申し付けください。